

登州赤山法花院の創建と平盧軍節度使・押衙張詠

——張保臯の海上ネットワーク再考——

近 藤 浩 一

目 次

はじめに

1. 9世紀前半の平盧軍節度使と登州在唐新羅人
 2. 赤山法花院の運営と創建背景
 3. 押衙張詠と平盧軍節度使
 - (1) 赤山法花院と張詠
 - (2) 張詠の登州移住
 4. 赤山法花院・平盧軍節度使と張保臯
- おわりに

キーワード：赤山法花院，平盧軍節度使，張詠，在唐新羅人，張保臯

はじめに

9世紀の延暦寺僧侶・円仁が唐を巡礼しながらつけた日記『入唐求法巡礼行記』（以下、『巡礼行記』と記す）には、唐代後期（830・840年代）の中国沿岸部に展開した在唐新羅人社会の諸相が記されている。なかでも円仁は、半年以上滞在し求法活動において多大な援助を受けた、山東半島の登州新羅人社会のシンボリック的存在である赤山法花院について詳細な記録を残している。

それゆえ、日韓の研究者により多様な側面から赤山法花院の研究が進められ、寺院の創建の時期及び背景、運営形態、社会的役割などが論究されてきた¹⁾。特に、先駆者である金文経氏は、仏教儀式を綿密に考察し、在唐新羅人や張保臯との関係にも着目しながら、赤山法花院を山東半島登州の新羅人社会を結集させる信仰の場として位置づけた²⁾。

その後、蒲生京子³⁾・李永沢⁴⁾・李基東⁵⁾氏などを中心に、赤山法花院の創建を張保臯の交易活動と直接結び付ける見解が数多く出された。これらは、張保臯が山東地域で交易に従事するために赤山法花院を創建・運営したとみなし、寺院は彼の指導下のもと新羅人の旅行者や貿易業者たちの宿泊施設の役割を担ったと想定した。このように赤山法花院を張保臯ネットワークの拠点とみなす見解は、日韓問わず共通しており、現在まで多大な影響を与えている⁶⁾。

確かに、『巡礼行記』開成4年（839）6月7日条には、「赤山法花院，本張宝高初所建也・・・

当今新羅通事押衙張詠及林大使王訓等專勾当」とある。しかしながら、今一度『巡礼行記』をみると、赤山法花院と張保臯の関係を示す記録はこれ以外にほとんどない。それより、上の史料にも登場する張詠との関わりの方が数多く記録されている。張詠は、平盧軍節度使配下の官職・押衙に就いていた。とすれば、平盧軍節度使や張詠との関係から赤山法花院を捉え直す必要があるのではないか。

本稿では、以上の点を踏まえ、平盧軍節度使と張詠にスポットを当て、赤山法花院の創建・運営の実態を明らかにする。このことを通して、張保臯と赤山法花院や張保臯の海上ネットワークを再考する何らかの糸口を見つけたい。

1. 9世紀前半の平盧軍節度使と登州在唐新羅人

9世紀前半の山東半島に大きな変革をもたらしたのは、810年頃より始まる憲宗の藩鎮に対する抑圧政策であった。具体的には、元和14年(819)2月に平盧軍節度使の李師道が暗殺された。これによって、安史の乱直後の代宗永泰元年(765)に李正己が半独立的な藩鎮を築いて以後続いた、李氏一族による支配に終止符が打たれた⁷⁾。さらに憲宗は、強藩の再現を防ぐためこの地域を三分割し、鄆州・曹州・濮州を馬総に、淄州・青州・齊州・登州・萊州を薛平に、海州・沂州・密州を王遂に管轄させた⁸⁾。なかでも薛平には、平盧軍節度使の軍号を与え⁹⁾、李氏一族に代わってこの地域の支配を任せた。新任の平盧軍節度使の薛平は、赴任後すぐに既存の秩序の再編に着手したが、ここには当然その地域に散在した在唐新羅人に対する新たな政策が含まれていたと思われる。

その前にまず、前任者であった李正己・師古・師道と続く李氏一族の活動を簡単に確認しておきたい。彼らは、山東半島の豊富な産物と管内の製塩業・絹織物業・鉄銅銀錫業など様々な商工業を独占して、強大な軍事力を保有していた。さらに、海運・押新羅渤海両蕃使¹⁰⁾などの官職を兼任しており、制度的にも新羅や渤海との外交業務及び海上活動を積極的に推進したことが窺われる。特に渤海とは「貨市渤海名馬、歳歳不絶」という記録から明らかのように、頻繁に馬を介した交流を行っていた¹¹⁾。加えて、李商隱『樊南文集』卷8雜記齊魯二生程驥条によると、李師古は、商人を誘致し、舶来品を含む天下珍宝が領内に満ち溢れていたとあり、交易活動によって莫大な富を得ていた。最近、鄭炳俊氏は、李氏一族が揚州に店舗を置き南北を結ぶ交易網を掌握し、そこで入手した物品を用いて渤海や新羅などと交易したことを指摘する¹²⁾。

また、『冊府元龜』卷42帝王部仁慈門元和11年(816)条には「禁以新羅為生口、令近界州府長吏切加提拏」とあることから、李氏支配下の9世紀前半の山東半島一帯では、海賊による新羅人掠奪が横行していた。『唐会要』卷86奴婢長慶元年(821)3月条の、李氏滅亡後の平盧軍節度使がその禁止を唐皇帝に進言したなかにも、「縁当管久陷賊中、承前不守法度」とあり、

法に従わない海賊行為があったことを窺わせる。これらは、当時の山東半島に、奴隸貿易や海賊行為を行った勢力が存在したことを示すのみならず、李氏一族がそうした活動を黙認していたことを暗示させる。

それゆえ、薛平は、上の『唐会要』にある821年に新羅人掠奪を禁止する勅令を求めたように、最初に海賊問題を解決することに着手したのであろう¹³⁾。以後平盧軍節度使は度々これを要請し、唐政府も繰り返し禁勅を下している。またこれは、節度使側の一方的な動向であったわけではなく、海賊禁令の勅令が出されると、新羅本国からも使臣金柱弼を唐皇帝に遣わし奴婢の帰国を求めた上表文が送られている¹⁴⁾ことから、新羅王権とも直接連動していたことを窺わせる。このことを勘案すると、薛平によって推進された海賊禁令は、単に奴隸貿易のみを対象としたのではなく、对新羅交通を含む多様な海上政策を実施する上で不可欠なものであったといえる。

なお、薛平が对新羅交通に従事したことは、平盧軍節度使に任命されたのと同時に押新羅渤海両蕃使を兼任したことからも想定できる。押両蕃使は、李正己以来李氏一族が所有した官職であり、新羅・渤海の居留民や山東半島と両国をつなぐ人々を管轄するものであった。あるいは、そうした海上活動者のなかには、李氏一族の下で奴隸貿易を行なった海賊などの残党がおり¹⁵⁾、薛平は、それらをも包摂・再編し、管理しようとしたのではないか。さらに820年7月には、平盧軍節度使に押両蕃使の職印が賜与され巡官1員の設置が許可されており、その性格が一層強化された¹⁶⁾。

そして、薛平の海上政策は、宝暦元年(825)に2代目の平盧軍節度使に任命された康志陸に継承される。『類聚三代格』巻18天長5年(828)正月2日官符によれば、827年に渤海使王文矩が「大唐淄青節度康志陸交通之事」を日本に伝えるために到来したと述べており、康志陸が新羅並びに渤海を結ぶ海上交通に従事していた様子が読みとれる¹⁷⁾。彼らも様々な手段を施しながら、積極的に新羅・渤海との交易に乗り出し、李氏一族が有した利権を引き継いだのであろう。

以上のように、薛平以後の平盧軍節度使は、諸政策を施行して節度使の統制下に山東半島地域の秩序化・再編成をはかろうとした。そのため、李氏一族の下にあった海上活動者のみならず、山東半島をとりまく在唐新羅人にも大きな影響を及ぼしたとみられる。

そこで『巡礼行記』を紐解くと、円仁の山東半島登州滞在及び巡礼を助けた人物(登州在唐新羅人)として、最初に王訓や林大使が出てくる¹⁸⁾。彼らは、円仁が唐に滞在できるように支援しているので、むしろ平盧軍節度使とも深いつながりをもっていたと考えられる。王訓は、登州乳山浦付近にある牟平県邵村の勾当で、7世紀代に山東方面に数多く居住した唐人である王姓人と新羅人の混血児であったとされる¹⁹⁾。林大使については、詳細は不明であるが大使という呼称から、この地域の有力者であったことは容易に推察できる。おそらく彼らの一族は、李氏支配下でも何らかの交通にかかわっていたのではないか。薛平以後の平盧軍節度使は、まず、

こうした比較的長く山東半島に根を張る新羅人たちを取り込んだものとみられる。

その一方で、薛平以後の平盧軍節度使は、新たな勢力からも新羅人を登用したと思われる。登州文登県青寧郷に所在した勾当新羅所の押衛であった張詠に注目してみたい。当時の登州在唐新羅人社会は、多種多様な性格の新羅人集団が存在しており、文献史料にも「傍海村郷」²⁰⁾と表現されているように、いくつかの村々により構成されていた²¹⁾。この新羅村を統治したのは後述のように勾当新羅所である。しかしながら、張詠はもともと山東半島の間人ではない。『巡礼行記』大中元年(847)6月10日条には、円仁が楚州を離れようとした際、新羅坊前管の薛詮とともに登州張大使舎弟張從彦及嬢が送別したとある。登州張大使である張詠の両親兄弟は、楚州に居住していた²²⁾。とすると、張詠は、元来は楚州で暮らし、李氏滅亡後の山東情勢の変化にともない新しく登州に移住してきたと考えられる。

このように当時の登州地域には、9世紀代の山東情勢により新しく移住してきた新羅人を含みつつ、7世紀以来の系譜をもつ新羅人、8世紀以来の系譜の新羅人などが、ともに混在しながら一定勢力を形成していたのである。このことは、詳細は後述するが赤山法花院を勾当した人物に、上記の3名と張保臯という俗人の名前がみられる点²³⁾から一層垣間見られる。個人ではなく複数の人物がともに創建・運営に関与したということは、登州在唐新羅人社会が一つにまとまっていなかったことを示唆している。したがって、登州を新たに管轄することになった平盧軍節度使は、自ら海上政策を十分実施して、对新羅交易・交通の利権を引き継ぐためには、元来李氏一族の下にいた者を中心に多種多様な新羅人たちを自身の勢力下にいち早く編入させる必要があったのである。そして、これは、在唐新羅人社会を再編させる要因となったと考えられる。

2. 赤山法花院の運営と創建背景

それでは、赤山法花院の運営・創建²⁴⁾の実態について、これまで述べてきた平盧軍節度使及び在唐新羅人との関係を中心に検討していきたい。

赤山法花院の運営が平盧軍節度使と密接な関係にあったことは、次の『巡礼行記』の関連記事より確かめられる。まず、詳細は後述するが赤山法花院を管理する人物のひとりである張詠の官職が、その配下にある平盧軍節度同十将・登州諸軍事押衛であったことがあげられる。次に、『巡礼行記』開成4年(839)6月28日条には、唐政府(平盧軍節度使)から新羅に派遣した外交使節(青州兵馬使呉子陳など)が、赤山法花院を訪問したことが記されている。この使節は、新しく即位した新羅の神武王を慰問するためのものである。赤山法花院は朝鮮半島への渡海地にあたる赤山浦に隣接して建てられており²⁵⁾、对新羅交通のための施設として用いられたことを憶測させる。さらにいえば、平盧軍節度使が押新羅渤海両蕃使を兼務していたことからすると、青州にあった平盧軍節度使の役所の、对新羅交通のための出先機関的な役割を果た

していたとも考えられる。また、僧侶でない粟田録事・新羅通事道玄など日本からの遣唐使が赤山法花院で一夜を過ごした記録²⁶⁾や、張保臯が送った大唐売物使崔兵馬司(崔暈)が夜に赤山法花院を訪問した記録²⁷⁾などもある。赤山法花院は、使節などの宿泊施設としても利用されていた。

さらに『巡礼行記』開成4年(839)9月26日条・開成5年(840)正月19日条によれば、円仁は、赤山法花院から州県に牒報して公驗(旅行証明書)を得ようとした。すると翌日(正月20日)には、赤山法花院の綱維(寺務管理役)が円仁の申請を受け入れて、そのための書状を作成し惟正と寺男を張詠宅に送っている。『巡礼行記』にしたがい公驗発行までの請求過程を整理すれば、円仁→赤山法花院→押衙張詠宅(勾当新羅所)→文登県→登州都督府→押衙蕃使(平盧軍節度使、青州に所在)となる²⁸⁾。ここからも、赤山法花院は節度使機構の末端で、公驗発行の代行、さらに言えば外交業務の一端を担っていたとみられる。加えて、日本からの遣唐使に支給するための糧食米70石を運搬してきた州使が滞在したり²⁹⁾、文登県の役人が文書を持って来ることも度々であり³⁰⁾、赤山法花院は、州県(平盧軍節度使管轄の行政単位)と頻繁な交流をもっていた。

このように赤山法花院は、登州在唐新羅人社会と唐の地方政府(平盧軍節度使、州県など)、新羅人社会と新羅本国、ひいては唐王朝と新羅王権を取り結ぶ役割を遂行したといえる。つまり、唐政府に繋がる仕事を代行していた事実は、平盧軍節度使がその創建・運営に関与していたことを立証する。なお、既往の研究で強調されてきた赤山法花院が新羅人たちの交易拠点の役割を担ったというのも、そこが唐政府(平盧軍節度使)の勢力下にある公的機関であったからではないか。もちろん、赤山法花院の機能は、寺院であることから宗教的な部分を看過してはならない。武宗が会昌(841～846)年間に行った廃仏政策では、赤山法花院も破壊されている³¹⁾。しかしながら、上の赤山法花院の公的機能は、僧侶の役割や寺院の特殊性では説明できないのである。今後は赤山法花院の宗教的特性も、公的権力との関係から検討する必要があるだろう。

ところで、赤山法花院の創建・運営には、新羅人たちの強い働きかけがあったことも想定される。李氏滅亡後、登州には、出自や生業も異なる多くの新羅人が居住していた。彼らは、同族意識をもとに結集できる信仰の場を求めていたと思われる。こうした点は、赤山法花院で行われた一連の仏教儀式より確かめられる。『巡礼行記』には、開成4年(839)11月16日から翌年正月15日までの3ヶ月間赤山法花院で行われた法華経講の様子を詳述しているが³²⁾、その儀式の大半は新羅風俗(夕刻と早朝の2度の礼仏懺悔だけが唐の風習により実施)で、その時使用された言語は新羅語音であり、そこに参加した人々もすべてが新羅人であったという。こうした仏教儀式は、単一集団ではない山東半島の新羅人たちの紐帯をはかるのに大きな役割を果たしていたのである。つまり、平盧軍節度使は、新羅人たちのそうした動きを積極的に活用し、異人・異域に囲まれた共同体の境界領域を超えて、流動的な社会を包摂できる仏教寺院³³⁾

の創建を推進したのであろう。

さらに、赤山法花院が平盧軍節度使のもとで運営されていたことは、赤山法花院の僧侶たちの出自や寺院で行われた戦勝記念祝祭からも垣間見られる。まず赤山法花院に常駐した僧侶の出自をみると、長安・五台山・日本など遠方の地域より来た僧侶たちが多く居住したことがわかる。院主である法清は元來長安章敬寺の新羅僧³⁴⁾であったし、聖林和尚は20年間五台山で修行してその後長安にも遍歴した経験のある高僧³⁵⁾であった。そして、張大使が日本から連れてきた李信恵や真莊村天門院の法空などは、日本に居住した経験がある僧侶³⁶⁾であった。特に法清や聖林和尚のような高僧は、寺院を建設して、私設戒壇のような仏教施設を開くために、平盧軍節度使が中心になり赤山法花院に迎えたとも考えられる³⁷⁾。

次に、『巡礼行記』開成4年(839)8月15日条に、老僧の話として「新羅国だけで行われていた、渤海との戦争で新羅が勝利した8月15日の戦勝記念祝祭を、今この寺院でも故国新羅を懐かしみ催す」と記されていることに留意したい。赤山法花院では、8月15日(中秋節)に新羅が渤海との戦争で勝利したのを祝う祭礼を営んでいたのである。しかしながら、新羅本国で、このような戦勝記念祝祭が行われたという記録はどこにも存在しない。というより、新羅は唐の要請を受けて730年代に一度渤海と交戦したが、この時は辛うじて勝利したものの逃げるように撤退を余儀なくされており、勝利とは言い難いものであった。したがって、新羅本国において渤海に対する戦勝記念を創設した理由さえ見出せない。むしろ、この祭礼は、赤山法花院のなかで、渤海を仮想敵国に仕立て新羅人という同族意識を高めるために、独自に設けられたとみるほうが自然である。改めて上の史料をみれば、「今此山院追慕郷国・・」とあり、赤山法花院で戦勝記念祝祭が始まったのはさほど昔に遡らないことを窺わせる。とすれば、高句麗遺民出身である李氏一族との断絶を公に示すため、彼らと関係の深い渤海(高句麗遺民の大祚榮により建国)を敵視したとは考えられないか。あるいは、9世紀前半の登州には、渤海館もあり渤海人たちが頻繁に来航していた。そこでは交易の利権をめぐり、新羅人と渤海人との間で緊張関係が生じていたことも予測される³⁸⁾。こうした山東半島にみられる現実的な問題が関係していたのかもしれない。いずれにしても、軍事的性格の色濃い祝祭が赤山法花院で行われていた事実は、平盧軍節度使の管轄下にあったことを物語る。

加えて赤山法花院は、在唐新羅人だけでなく円仁のような異質な人間に対しても、敵対心を示すことなくむしろ好意的に受け入れていた。そうした多種多様な人々が赤山法花院に集まることができたのも、唐の公的権力が関与したためであったと推察される。平盧軍節度使は赤山法花院を媒介に、在唐新羅人だけでなく異国籍の人間までを直接管理しようとしたのである。

これまでみたように、赤山法花院の創建に新羅人のみならず平盧軍節度使が密接に関与したとすれば、既往の研究で論議的となっている赤山法花院の創建時期についても、再考が必要である。すなわち、赤山法花院の創建時期は張保臯の活動との関係から、820年前後、清海鎮設置(828年頃)以前、清海鎮設置前後、清海鎮設置後など、いくつかの説が提示されている³⁹⁾。し

かしながら、赤山法花院と張保臯の関係のみから検討した見解は受け入れがたい。本文で論及した平盧軍節度使との関係からみれば、その創建時期は、李氏一族の滅亡より比較的近い、おおよそ820年代初盤であると考えられる。

3. 張詠と平盧軍節度使

赤山法花院を創建・運営した人物には、張保臯・張詠・林大使・王訓などの俗人がいた。このことは、赤山法花院に多数の有力新羅人が関与したことを意味する。ここでは張詠の活躍をみることを通して、赤山法花院と平盧軍節度使の関係を一層明らかにしたい。

(1) 赤山法花院と張詠

赤山法花院と張詠の関係⁴⁰⁾を直接述べている記録には、『巡礼行記』開成4年(839)6月7日条・開成5年(840)正月20日条・会昌5年(845)9月22日条などがある。まず開成4年6月7日条によると、赤山法花院を勾当した上の人物の中でも、張詠を他に先んじて「当今新羅通事張詠及林大使王訓等」と先頭に記録しており、赤山法花院内での張詠の立場が窺い知られる。

次に開成5年正月20日条によると、円仁の依頼を受けた赤山法花院の綱維(寺の管理役)が、張詠に報告するため書状を作成して張詠宅に使人を送っている。同条文によると、張詠は円仁を慰問するため赤山法花院をしばしば訪問してもおり、当時、赤山法花院と張詠宅の間には頻繁な交流があったことを知らせる。また、赤山法花院が会昌廢仏(841～846)により破壊された際にも、張詠は、円仁一行を赤山法花院の荘園内の部屋に宿泊させており⁴¹⁾、赤山法花院の経済基盤のひとつである荘園を管理していたと推定される。さらに、円仁が劉村にある新羅僧常寂の寺院での仏教法会に参加した際にも張詠と出会っており⁴²⁾、彼は登州新羅人社会にあるいくつかの寺院とも関係したと想定される。

上の内容により、張詠が赤山法花院及びその周辺を勾当したことを具体的に確認できた。では、張詠は、登州新羅人社会で、いかなる任務にもとづき赤山法花院を勾当したのであろうか。改めて『巡礼行記』をみると、張詠は、新羅通事押衛・登州諸軍事押衛・勾当新羅使押衛・平盧軍節度同十将兼登州諸軍事押衛・勾当文登界新羅人戸⁴³⁾などの官職(肩書き)をもっていた。すなわち張詠は、まず勾当新羅所(使)の押衛として、文登界などの在唐新羅人を統率する立場の官人であった。また、平盧軍節度同十将兼登州諸軍事押衛、いわば平盧軍節度使配下の軍人であった⁴⁴⁾。登州の軍事押衛である張詠は、牟平県に滞在した外国の遣唐使船の動向を州・県に報告したり⁴⁵⁾、円仁帰国時に赤山浦で「国章」(国の名義)にもとづき船を建造したりしており⁴⁶⁾、海岸警備のような警察職務を遂行した。さらに、新羅通事として、堪能な言語・文章力を盾に新羅との関係を中心に外交業務に従事していた。要するに張詠は、平盧軍節度使

から、登州在唐新羅人社会での内政・軍事・外交の実権を任されることにより、赤山法花院の運営に関与したものと考えられる。

円仁への公験取得の際の張詠の活躍は、その一端をリアルに示すものであろう。赤山法花院がそれを申請するため勾当新羅所の張押衛宅に使者を送ると⁴⁷⁾、その後は張詠が州・県にこれを申請し、その返答である県の牒も勾当新羅押衛所（張詠のもと）に届けられている⁴⁸⁾。これは、張詠が新羅人社会のトップ（押衛）として、赤山法花院から上がって来る公的依頼を遂行し、州・県との間を奔走していた様子が読み取れる。なお、公験取得の手続きが極めて厳格であったことは、既往の研究によりトルファンで発見された過所案卷文書などを通して詳細に説かれている⁴⁹⁾。それゆえ、外国人旅行者である円仁が公験を取得できたのは、唐の地方官人である張詠が円仁の身分を保証したからであると考えられる。

ただ一言付け加えておくと、張詠の勾当新羅所も、赤山法花院の運営には直接関与できなかったようである。『巡礼行記』開成4年（839）7月28日条・開成4年（839）9月3日条によると、赤山法花院に関わる問題であるにもかかわらず、県の使者は、張詠の勾当新羅所を經由しないで、直接文書を持って青寧郷を訪問している。そして、その通達は、郷を通じて赤山村や赤山法花院などに下されている。この文書の内容は、外国からの僧侶がそこに滞在しているのに、県に報告しなかった理由を問うものであった。したがって赤山法花院は、張詠の勾当新羅所が直接運営したわけではなく、平盧軍節度使管下の郷－県－州を通して運営されていたとみて相違ない。張詠は、勾当新羅使押衛の肩書きをもち、赤山法花院に対して様々な影響力を行使してはいたが、寺院の根幹に関わる問題には関与できなかったのである。

(2) 張詠の登州移住

前述のように、赤山法花院の運営に最も関与した張詠は、楚州から登州に移住して来た新羅人であった。ここでは、張詠が登州に移住した理由及び、彼が平盧軍節度使配下の押衛などの官職を得られた背景を検討する。これにより、張詠が赤山法花院と関係を結ぶ過程も明らかになると考える。

まず、張詠が登州に移住したのは、山東情勢の変化の影響を受けてのことであった。山東半島の登州一帯では、819年の李氏一族滅亡後、新任の平盧軍節度使の薛平が既存の秩序の再編に着手するために、張詠のような新しい勢力（新羅人）を積極的に受け入れていたのである。すなわち張詠が登州に移住したのは、820年前後の比較的早い時期であった。

張詠と彼の官職の性格を理解するために、高木紳元氏が紹介した空海の書簡集『高野雑筆集』下巻所収「唐人書簡」⁵⁰⁾に登場する、張詠とほぼ同時期に活躍した唐商人の徐公直の例を参照したい。徐公直は、彼が京に滞在する南宗禅僧侶義空に送った書簡の内容により、850年前後に衙前散将（婺州・蘇州衙前散将）・押衛・同十将などの官職をもち、弟公祐に多くの貨物を運搬させて大宰府で交易活動を展開していた⁵¹⁾。彼は、国際商人であるにもかかわらず蘇州衙前

散将などの官職をもっていたのである。これについて既往の研究は、当時の商人たちは、藩鎮（節度使）に賄賂を送って節度使下の軍職（衙職）を得たばかりか、中央の官職までを獲得することもあったと述べ、反対に節度使側にしても、商人層に官職を与えることで交易活動を保証し、財源確保や兵力補充などの問題を解決するなどのメリットがあったと理解する⁵²⁾。ともあれ、徐公直ら商人たちは、自身の活動を円滑に遂行するため、そのような肩書きを得ようと節度使に積極的に働きかけていたのである。

そして、張詠にも、徐公直同様、国際的な活動をした商人としての足跡を残す史料がある。『日本三代実録』貞観6年（864）正月14日辛丑条には「登州十将押衙張詠来到山院、語云、詠昔到那国、甚蒙国恩、故来奉問」とあり、840年に張詠が円仁に会った時、以前日本で多くの恩恵を受けたことを回顧して話す場面がみられる。さらに、『巡礼行記』会昌5年（845）9月11日条にみえる張大使が張詠であるならば⁵³⁾、824年に大宰府近郊を訪れ、僧侶李信恵を赤山法花院に連れ帰っている。これらは、前述した円仁の帰国時の造船とともに、張詠が登州を拠点に国際交易を行っていたことを示している。そのうえ、登州移住後も、家人の高山らを楚州新羅坊に度々往来させて⁵⁴⁾、楚州の新羅人社会と密接な関係を維持していた。

このような点を念頭に置けば、山東地域に基盤のなかった張詠が平盧軍節度使配下の官職をもてたのは、平盧軍節度使の勢力下で、交易に比重を置いた活動をすることにより財力を確保し、頭角をあらわしたことによると考えられる。張詠は、一層多くの財貨とネットワークを得るために、楚州から登州に移住したのであった。その後は、平盧軍節度使のもとで様々な活動に従事しながら地位を向上させていったのであろう。あるいは、平盧軍節度使の立場から言えば、既存の秩序を超えた交易ネットワークを構築する必要から、張詠の楚州での活動に目を付けスカウトし、彼のような新参者を唐政府の末端の官吏に任命したともみられる。

4. 赤山法花院・平盧軍節度使と張保臯

登州赤山法花院は、既往の研究では張保臯の勢力下にあり、彼の海上ネットワークの拠点と考えられた。しかし、これまで論じた通り、平盧軍節度使が赤山法花院の創建・運営に深く関わっていたとすると、赤山法花院と張保臯の関係についても、それらとは異なる視点から検討が必要である。

さて、張保臯は、810年代初頭に新羅国の莞島から唐に渡り、以後は徐州に治所を置いていた武寧軍に所属して活動していた。したがって、元々山東半島とはほとんど縁がなかった。張保臯が、初めて登州地域と関係を持ったのは、817年から始まった李師道討伐戦からである。彼の所属した武寧軍が李氏討伐軍の主力部隊であったのである。彼は、そこで軍中小将の地位にまで達しており、既往の研究でもその戦いで大きな功績をたてたと推定されている⁵⁵⁾。そして、史料上明らかかなところでは、828年4月に興徳王に謁見し士卒1万人を率いて清海に鎮を設けた⁵⁶⁾

ということから、確かな時期や動機は不明であるものの828年以前のある時期に新羅に帰国した。

とはいえ、819年の李氏滅亡後より清海鎮設置までの十年前後の張保臯の活動内容は、具体的な記録がなく明らかでない。ただ、円仁が赤山法花院の創建者に張保臯をあげていたり、新羅に帰国後も赤山法花院及び登州新羅人社会を行き来することから⁵⁷⁾、張保臯はその間そこで何らかの活動をしながら関係を築いたことは明白である。つまり彼も、山東情勢により、張詠と同様に徐州から登州に進出して、平盧軍節度使と関係を結び、李氏討伐戦の功績を盾に軍事的な仕事や海上活動に従事したのであろう。特に、薛平による長慶元年(821)の海賊禁令にもとづき、海賊の取締り・統制を担っていたと推察される。張保臯は新羅に帰国後、興徳王に中国各地に新羅人が捕らえられて行き奴婢となる現実を報告し、清海鎮を設置して海賊の取締りに従事したいことを奏上しているが、この背景には、山東半島一帯で身に付けた経験があったのかもしれない⁵⁸⁾。

加えて、張保臯は、次の例などから、新羅帰国後も平盧軍節度使にかなり依存していたと思われる。まず、張保臯が清海鎮大使に任命されたのは興徳王3年(828)4月頃であるが、唐皇帝も同じ時期の太和2年(828)10月に、平盧軍節度使薛平の奏上に拠った新羅人掠奪禁令の前勅(長慶元年〈821〉の勅)の勵行を命じている⁵⁹⁾。つまり、唐政府・平盧軍節度使の海上政策と清海鎮設置は互いに連動していたのである。近年の研究によると、張保臯の清海鎮大使就任は、唐から寧海軍使を冊封され、黄海の安全を確保する任務を負った新羅王の職責を実行するためであったという指摘もある⁶⁰⁾。

さらに、開成4年(839)6月の平盧軍節度使による新羅新王への冊封使派遣と839年7月の新羅神武王による奴婢献上に関する記録⁶¹⁾は、張保臯と平盧軍節度使の関係を一層示している。当時新羅では、閔哀王と清海鎮に逃避していた金祐徵の間で王位継承争いが起き、張保臯の支援した金祐徵(神武王)が勝利し即位していた。それを受けた平盧軍節度使は、すぐに神武王を冊封するため、使者に配下の青州兵馬使呉子陳を任命し派遣したのであった⁶²⁾。何よりこの大使人選は、これまで唐代において、新羅に派遣される冊封使の大使に節度使配下の兵馬使が任命されたことはなかったため、極めて異例なことであったといえる。この時の冊封使派遣は、張保臯と平盧軍節度使双方の信頼関係により成立したとみて間違いはない。そして、神武王が平盧軍節度使に奴婢を献上したのは、冊封使派遣に対する答礼であったと考えられる⁶³⁾。

いずれにしても、張保臯は、登州に進出して以後平盧軍節度使と関係を築き、海賊の取締りなどに従事しながら、それとの関係を活用して交易活動にも乗り出し、沿岸部の在唐新羅人社会及び新羅本国ともネットワークを形成していったと考えられる。逆に、平盧軍節度使の側では、既往の秩序を超えた海上政策を実施するために、張詠のように唐に帰化した唐新羅人だけでなく、張保臯のように登州に本拠地がなく唐に帰化しなかった人間などとも連携を模索したといえる。

それゆえ、張保臯が登州に進出して以後（820年前後）、彼がその地域の赤山法花院の創建に関与したことには反論の余地はない。ただ、張保臯は、平盧軍節度使のもとで活動してはいたが、張詠のように官職を得て主従関係を結ぶことはしなかった。したがって、その官人でない張保臯と赤山法花院の関係を必要以上に結び付けて解釈することはできないであろう。

そこで、改めて『巡礼行記』をみると、赤山法花院と張保臯の関係を述べた部分はわずかであり⁶⁴、円仁が赤山法花院及びその周辺で張詠をはじめ多くの在唐新羅人と親しく交流する場面が度々記されているが、その中で張保臯を賞賛する内容はもとより彼が話題にのぼることさえないのである。また円仁自身も、赤山法花院に滞在する間、公驗発行の手続きなど困難な問題に直面した折にも、張保臯に頼ろうとしなかったばかりか、彼の名前を出して寺院の関係者に懇願することもなかった。円仁と張保臯は頻繁に書簡を遣り取りするほど親密な間柄であったため⁶⁵、もしも赤山法花院が張保臯の影響下にあったとすれば、諸件において張保臯に支援や教示を請うたとみるのが自然である。円仁が張保臯に支援を要請⁶⁶したのは、赤山法花院内のことでなく日本への帰国に関することのみであった。その反面、再度言及することはしないが、張詠は赤山法花院に関わる様々な場面で登場して、円仁に多くの援助を与えているのである。

そうだとすると、赤山法花院と張保臯の関係は、直接結びつけることができないため、多方面からの検討が不可欠となる。赤山法花院は、山東情勢のなかで平盧軍節度使の主導のもとで創建され、その配下の有力新羅人たちによって運営されており、張保臯もその中の一人であったというのが妥当なところであろう。とすれば、円仁が開成4年（839）6月7日条で「寺名赤山法花院本張宝高初所建也」としたのも、円仁と張保臯の個人的な関係や彼が寺院を訪問した当時の張保臯の名声を踏まえての記載であった可能性も十分想定される⁶⁷。それゆえ、この断片的な記録にしか目を向けず、平盧軍節度使の影響下にあった有力在唐新羅人の存在・動向を看過し、赤山法花院の創建を論じた既往の研究は、再考されなければならない。

これらを踏まえ、それでも、張保臯が赤山法花院の創建・運営に関与した理由を考えてみる。詳細は史料がないため言及できないが、何より平盧軍節度使との関係によるものであったであろう。張保臯はそれを背景に、他の在唐新羅人とともに当初から寺院に携わったのである。言い換えれば、赤山法花院が双方の交流を促進させる媒介になったと考えられる。そして、張保臯は、赤山法花院に多くの財貨を寄進することによって、平盧軍節度使から活動するのに有利な公的な保護を受けたと推察される。特に張保臯のような海上活動者は、安定した活動を維持するためには公的権力との関係が不可欠であったのである⁶⁸。つまり、張保臯は赤山法花院の有力な檀越勢力のひとりであった。それは新羅に帰国後も変わらず、清海鎮を設置してさらなる交易活動により巨利を得た後には、一層多くの財貨を寄進したものと考えられる。

おわりに

本文で論じた内容を簡単に要約し、今後の課題を提示すれば、次のようである。

半世紀以上君臨した李氏一族の滅亡以後、山東半島の支配を任された平盧軍節度使の薛平は、既存の秩序の再編に着手し、自らの海上政策を十分実施しようとした。登州赤山法花院は、平盧軍節度使が、王訓・林大使といった7世紀以来の系譜をもつ者のみならず、張詠などの新興勢力も押衛などの官職に登用し、既存の登州在唐新羅人の秩序を再編する過程で創建されたのである。『巡礼行記』には、赤山法花院が平盧軍節度使の職務の一部を代行し、対新羅交通を中心とする様々な公的な業務を遂行していた様子が記されている。

それゆえ、赤山法花院は、張保臯が個人的に創建したのでも、彼を中心に運営されていたのでもなかった。張保臯が赤山法花院と関係をもったのも、平盧軍節度使との結び付きからであった。要するに張保臯も、平盧軍節度使のもとに参じて赤山法花院の檀越となることで、登州一帯で活動するのに有利な公的な保護を受けたのである。

とすれば、赤山法花院はもとより登州在唐新羅人社会を張保臯の勢力基盤とする既往の研究は、再考が迫られる。さらに言えば、唐の沿岸部には数々の在唐新羅人社会が存在したが、それらの地域での活動も含め、張保臯の海上ネットワークの実態が問われてくる。張保臯は、ここでも、唐の公的権力を十分活用することで海上活動に従事したことも想起される。ともあれ、一口に海上ネットワークと言っても、それらと張保臯が均一な関係を構築していたわけでないから、各地域の実情に合わせたより個別的な検討が必要であると思われる。詳細は今後の課題としたい。

注

- 1) 曹凡煥「張保臯と赤山法花院－赤山法花院と9世紀の東アジア世界－」（『対外文化交流研究』海上王張保臯記念事業会、2002）が既往の研究を詳細に整理している。
- 2) 金文経『唐代の社会と宗教』（崇実大学出版部、1984）。また同氏の論著としては、「張保臯海洋王国の人々」（『張保臯海上経営史研究』イジン出版社、1993）・『張保臯研究』（図書出版淵鏡文化社、1997）・「在唐新羅人社会と仏教」（『アジア遊学』26、2001）・『入唐求法巡礼行記を通してみた新羅人群像』（海上王張保臯記念事業会、2008）なども参照。
- 3) 蒲生京子「新羅末期の張保臯の台頭と反乱」（『朝鮮史研究会論文集』18、1979）。
- 4) 李永沢「張保臯海上勢力に関する考察」（『韓国海洋大学論文集』14、1979）。
- 5) 李基東「張保臯とその海上王国」（『張保臯の新研究』、莞島文化院、1985；『新羅社会史研究』一潮閣、1997）。
- 6) その後の代表的な研究には、坂上早魚「九世紀の日唐交通と新羅人－円仁の『入唐求法巡礼行記』を中心に」（『MUS EUM KYUSHU 文明のクロスロード』28号、1988）・佐伯有清『円仁』（吉川弘文館、1989）・李宗勳「中国山東半島における張保臯と新羅人たち」（『張保臯海上経営史研究』イジン出版社、1993）・李炳魯「九世紀初期環シナ海貿易圏の考察」（『日本学誌』15、1995）・金光洙「張保臯勢力の興亡の歴史的意味」（『張保臯と清海鎮』慧眼、1996）・呉洙政「張保臯在唐活動の背景」（『淑明韓

- 国史論 2, 1996)・堀敏一「唐代新羅人居留地と日本僧円仁入唐の由来」(『古代文化』50-5, 1998a)・同「在唐新羅人の活動と入唐交通」(『東アジアの中の古代文化』研文出版, 1998b)・権恵永「在唐新羅人社会の形成とその実態」(『国史館論叢』95, 2001a)・同「在唐新羅人社会と赤山法花院」(『史学研究』62, 2001b)・同『在唐新羅人社会研究』(一潮閣, 2005)・許逸・チェジエス・姜祥沢・李昌億共著『張保阜と黄海上貿易』(国学資料院, 2001)・李侑珍「9世紀在唐新羅人の活動について」(『中国史研究』13, 2001)・李鎔賢「張保阜の貿易活動-その交易組織面からの接近-」(『対外文化交流研究』2, 2003)・徐命希「清海鎮大使張保阜に関する研究-新羅王室との関係を中心に」(『震檀学報』92, 2001)・田中俊明「アジア海域の新羅人-九世紀を中心に-」(『東アジア海洋圏の史的研究』京都女子大学研究叢書, 2003)などがある。
- 7) 李氏一族の興亡及び当時の山東半島の状況については、金文経前掲書1984・金鎮闕「唐代淄青藩鎮李師道について」(『素軒南都泳博士華甲紀念史学論叢』太学社, 1984)・気賀沢保規「九世紀の山東中国唐宋変革期の一断面」(『アジア遊学』26, 2001)・鄭炳俊「安史の乱と李正己」(『東国史学』37, 2002)・同「李師道藩鎮の滅亡から張保阜の登場へ」(『対外文化交流研究』2, 2003)・同「李正己一家以後の山東藩鎮-順地化の過程-」(『対外文化交流研究』3, 2004)などを参照。
- 8) 『資治通鑑』巻241 憲宗元和14年(819)2月条。
- 9) 『旧唐書』巻124 薛平伝・『唐会要』巻78 節度使天平軍節度使条など。
- 10) 『旧唐書』巻124 李正己伝。
- 11) 下麟錫「8世紀東アジア情勢を介してみた唐・渤海関係」(『国史館論叢』85, 1999)・鄭炳俊「押新羅兩蕃使と張保阜の対唐交易」(『中国古中世史研究』21, 2009)。
- 12) 鄭炳俊「李正己一家の交易活動と張保阜」(『対外文化交流研究』4, 2006)。
- 13) 玉井是博「唐時代の外国奴-特に新羅奴に就いて-」(『支那社会経済史研究』岩波書店, 1942)をはじめ、蒲生京子前掲論文・李永沢前掲論文・李基東前掲論文・堀敏一前掲論文1998bなどを参照。
- 14) 『三国史記』憲德王14年(822)冬12月条・『唐会要』巻86 奴婢長慶3年(823)正月条。
- 15) 李永沢前掲論文。また、最近の海賊研究の成果には、松原弘宣『藤原純友』(吉川弘文館, 1999)がある。
- 16) 鄭炳俊前掲論文2009。
- 17) 山崎雅稔「承和の変と大宰大式藤原衛四條起請文」(『歴史学研究』751, 2001)・朴真淑『渤海の対日本外交研究』(忠南大学校博士学位論文, 2001)・石井正敏「日唐交通と渤海」(『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館, 2001)を参照。
- 18) 『巡礼行記』開成4年(839)5月1日・開成4年5月14日条・開成4年5月16日条。
- 19) 新川登亀男「入唐求法の諸相」(『日本古代の対外交渉と仏教』吉川弘文館, 1999)。
- 20) 『唐会要』巻87 奴婢長慶3年(823)正月条。また『巡礼行記』をみれば、赤山法花院のある文登県には赤山村・真莊村・劉村が、隣接する牟平県には邵村などが、存在したことがわかる。
- 21) 登州在唐新羅人社会は、楚州や泗州にみられる新羅坊とは異なり複数の村落により成り立っていた(堀敏一前掲論文1998b)。
- 22) 詳細は、李侑珍前掲論文を参照。
- 23) 『巡礼行記』開成4年(839)6月7日条。
- 24) 赤山法花院の山東地域での役割を論じた最近の研究成果には、権恵永前掲論文2001bがある。権恵永氏は、赤山法花院の機能について、在唐新羅人の教化処、航海安全のための祈願処、在唐新羅僑民社会結束の媒介という3つの視点から検討している。それら個々の機能については具体的な検討がなされていないが、その中でも祈願処の側面を最も強調しているようである。
- 25) 新羅との交通において終着点(始発点)となった場所は、山東半島沿岸に散在した浦であった(権恵永「遣唐使の往復行路」『古代韓中外交史-遣唐使研究-』一潮閣, 1997)。そのため登州には、赤山法花院創建以前から、外交や貿易などを管理する新羅館・渤海館が設置されていた(『巡礼行記』開成5年<840>3月2日条)。
- 26) 『巡礼行記』開成4年(839)6月9日条。
- 27) 『巡礼行記』開成4年(839)6月28日条・会昌5年(845)7月9日条。
- 28) 山岸健二「『入唐求法巡礼行記』にみえる過所・公驗」(『史学研究集録』21, 1996)。また、程喜霖

- 『唐代過所研究』（中華書局，2000）・荒川正晴「唐朝の交通システム」（『大阪大学大学院文学研究科紀要』40，2000）・中大輔「『入唐求法巡礼行記』にみる唐の通行許可証－「公驗」の再検討－」（『入唐求法巡礼行記』に関する文献校定および基礎的研究』科研費研究成果報告書，2005）なども，過所・公驗を中心に唐代の交通を扱った研究成果である。
- 29) 『巡礼行記』開成4年（839）7月16日条。
- 30) 『巡礼行記』開成4年（839）7月28日条。
- 31) 『巡礼行記』会昌5年（845）9月22日条には，勅令により州県がこの寺を破壊したとある。
- 32) 赤山法花院の仏教儀式については，金文経前掲書1984を参照。
- 33) 田中史生「<異人><異域>と古代の交通」（『歴史評論』597，2000）など。
- 34) 『巡礼行記』開成4年（839）7月28日条・同年9月26日条。長安章敬寺については，小野勝年『入唐巡礼行記訳注巻2』（鈴木学術財団，1966）・金文経編訳『入唐巡礼行記訳注』（海洋水産部，2000）を参照。
- 35) 『巡礼行記』開成4年（839）7月23日条。
- 36) 『巡礼行記』開成4年（839）7月14日条・開成4年11月17日条・開成5年（840）正月15日条・会昌5年（845）9月22日条。
- 37) 節度使の下に私設戒壇がつくられた例は，9世紀には数多く発見される。『資治通鑑』巻243・『旧唐書』巻174李徳裕伝に出てくる節度使王智興は，その代表的な人物である（諸戸立雄「唐代における度僧制について－公度制の確立と売度・私度問題を中心として－」『中国仏教制度史の研究』平河出版社，1990）。加えて，赤山法花院で菩薩戒が授与されていたこと（『巡礼行記』開成5年（840）正月15日条）は，赤山法花院に私設戒壇が存在したことを示唆する十分な証拠である。
- 38) 当時の山東半島における渤海人と新羅人の動向については，朴真淑前掲論文を参照。
- 39) 詳細は，李宗勳前掲論文・権恵永前掲論文2001b・曹凡煥前掲論文が既往の研究成果を整理しつつ私見を提示しているので，それらを参照。
- 40) 赤山法花院と張詠の関係を具体的に論じた研究はないが，若干なりとも張詠について触れた論稿には，坂上早魚前掲論文・堀敏一前掲論文1998a・同前掲論文1998b・呉洙政前掲論文・権恵永前掲論文2001a・李鎔賢前掲論文・李侑珍前掲論文がある。坂上・呉洙政・李侑珍・李鎔賢氏は，張詠を張保皐の部下と評価している。それに対して堀敏一・権恵永氏は，在唐新羅人社会での張詠の役割を，若干であるが彼の官職に即してもしも言及している。いずれにしても上の諸氏は，赤山法花院並びに張詠について張保皐との関係を軸に論及しており，再考を要する。
- 41) 『巡礼行記』会昌5年（845）9月22日条。
- 42) 『巡礼行記』開成5年（840）2月15日条。
- 43) 『巡礼行記』開成4年（839）6月7日条・開成5年（840）正月20日条・開成5年（840）2月19日条・会昌5年（845）8月27日条・会昌5年（845）8月27日条。
- 44) 押衙は，陣中で牙旗を護衛し親侍・承命するという意味であるように，本来は軍事色の強い職掌であった。しかしながら，安史の乱以後には，軍職以外に吏職的な性格をもちはじめ，以後そうした側面がむしろ中心になったと言われる。詳細は，渡辺孝「唐・五代の藩鎮における押衙について（上）」（『社会文化史学』28，1991）を参照。なお，唐の藩鎮制を中心とする地方行政制度については，栗原益男「安史の乱と藩鎮体制の成立」（『アジアの歴史と文化2 中国史（中世）』同朋社，1995）に詳しい。
- 45) 『巡礼行記』開成4年（839）5月14日・15日・16日条など。
- 46) 『巡礼行記』会昌7年（847）閏3月10日条。
- 47) 『巡礼行記』開成5年（840）正月20日条。
- 48) 『巡礼行記』開成5年（840）2月19日条。
- 49) 程喜霖前掲書・荒川正晴前掲論文など。
- 50) 史料についての詳細は，高木神元「唐僧義空の来朝をめぐる諸問題」（『空海思想の書誌的研究』法蔵館，1990）を参照。
- 51) 石井正敏「九世紀の日本・唐・新羅三国間貿易について」（『歴史と地理』394，1988）をはじめ，田中史生「唐人の対日交易－『高野雑筆集』下巻所収「唐人書簡」の分析から－」（『経済系』229，2006）・

- 山崎覚士「九世紀における東アジア海域と海商 - 徐公直と徐公祐 -」(『人文研究』58, 2007)を参照。
- 52) 渡辺孝前掲論文・鄭炳俊前掲論文 2003。
- 53) この張大使を張保臯とみなす見解もあるが、張保臯は 841 年に死亡しているため、845 年当時の張大使は張詠とみる説が有力である(高慶錫「在唐新羅人社会の形成と発展」『韓国史研究』140, 2008)。
- 54) 『巡礼行記』会昌 5 年(845) 9 月 22 日条。
- 55) 蒲生京子前掲論文・李基東前掲論文など。
- 56) 『三国史記』卷 10 興徳王 3 年(828) 4 月条。
- 57) 本文で言及した張保臯が部下の崔暈を赤山法花院に遣わした事以外に、『巡礼行記』開成 4 年(839) 4 月 20 日条にみられるように、新羅本国での張保臯に関する情報が数カ月のうちに登州在唐新羅人の間に正確に伝えられていたことは、両者の交流の頻度の高さを物語る。
- 58) 近年、徐侖希前掲論文は、唐政府が張保臯の海賊統制の功績を認め、それを新羅でも実施するために帰国を積極支援したと論じる。これは、張保臯と海賊の関係をより詳細に論じた点では評価できるが、張保臯に対する過大評価である。
- 59) この点は、蒲生京子前掲論文・李永沢前掲論文により指摘されている。特に蒲生氏は、清海鎮大使の大使という職名は新羅に存在せず唐の節度大使などの大使に由来しており、清海鎮は唐の藩鎮の構造に近い特殊組織であったと評した。
- 60) 浜田耕策「新羅王権と海上勢力 - 特に張保臯の清海鎮と海賊に関連して -」(『新羅国史の研究』吉川弘文館, 2002)。
- 61) 『三国史記』卷 10 神武王即位条。
- 62) 今西龍「慈覚大師入唐求法巡礼行記を読み」(『新羅史研究』近沢書店, 1933)。
- 63) なお献上された奴婢は、新羅国内における身分としての奴婢であって、新羅良民が売却され転落した者ではない(浜田耕策前掲論文)。
- 64) 本文で引用した『巡礼行記』開成 4 年(839) 6 月 7 日条・開成 4 年 6 月 28 日条と下の注に引用する開成 5 年(840) 2 月 17 日条のほかにはない。
- 65) 『巡礼行記』開成 5 年(840) 2 月 17 日条には、円仁が張保臯に送った書簡が記録されている。ここには、筑前太守(小野末嗣)から張保臯に送る書簡を預かってきたことも記されており、円仁は早くから官人を通して張保臯と親交をもっていたことを確認できる。ところで、円仁はこの書簡の中で赤山法花院を張保臯の「大使本願之地」と表現しているが、これはあくまで彼への私信中の表現である。
- 66) 『巡礼行記』開成 5 年(840) 2 月 17 日条。
- 67) 円仁は、赤山法花院に入る直前に張詠・林大使・王訓と数回面談している(『巡礼行記』開成 4 年 5 月 1 日条・開成 4 年 5 月 16 日条)。上記の 3 名と元来から友好関係にある張保臯のみを寺院の創建・管理者にあげていることは勘案される。
- 68) 古代中世の遠距離交易者と公的権力の安全保障・政治的管理の問題については、田中史生「帰化と渡来と商売之輩」(『日本古代国家の民族支配と渡来人』校倉書房, 1997)・山内晋次「東アジア・東南アジア海域における海商と国家」(『奈良・平安期のアジアと日本』吉川弘文館, 2003)などを参照。

◎付記

本稿提出後、山崎雅稔「唐代登州赤山法花院の八月十五日節」(『史海』57, 2010)に接した。山崎氏は、赤山法花院で 8 月 15 日に行なわれていた新羅の対渤海戦勝利を祝う祭礼を、古い伝統をもつ新羅独自の王権主導の性格をもつとみなし、その背景には、創建者である張保臯が新羅王権との関係を切り結んでいったからであると論じている。さらに山崎氏は、赤山法花院の本名は、同じく『巡礼行記』に記載されている赤山新羅院であった可能性が高く、これも張保臯の登州進出過程を示唆するものであるという。山崎氏の論稿については十分検討できなかったが、本稿と結論は異なるもの関連する内容もいくつか含まれるので、併せて参照されたい。なお、本稿は、京都産業大学益川塾人文社会科学系研究員研究費の成果の一部である。

The Temple of Juksanbub in Dungju and the Pyungro Army/ Jang-Young who was Guard Officer

— A Reappraisal of the Marine Network of Chang-Pogo —

Koichi KONDO

Abstract

Preface

Introduction

1. The Pyungro Army and a Silla Immigrant Community in Early Ninth Century Dungju
2. The Background and Establishment of the Temple of Juksanbub
3. Jang-Young who was Guard Officer and the Pyungro Army
 - (1) The Temple of Juksanbub and Jang-Young
 - (2) Jang-Young's move to Dungju
4. Juksanbub/Pyungro Army and Chang-Pogo

Conclusion

Keywords : Temple of Juksanbub, Pyungro Army, Jang-Young, a Silla Immigrant Community, Chang-Pogo